1956
638

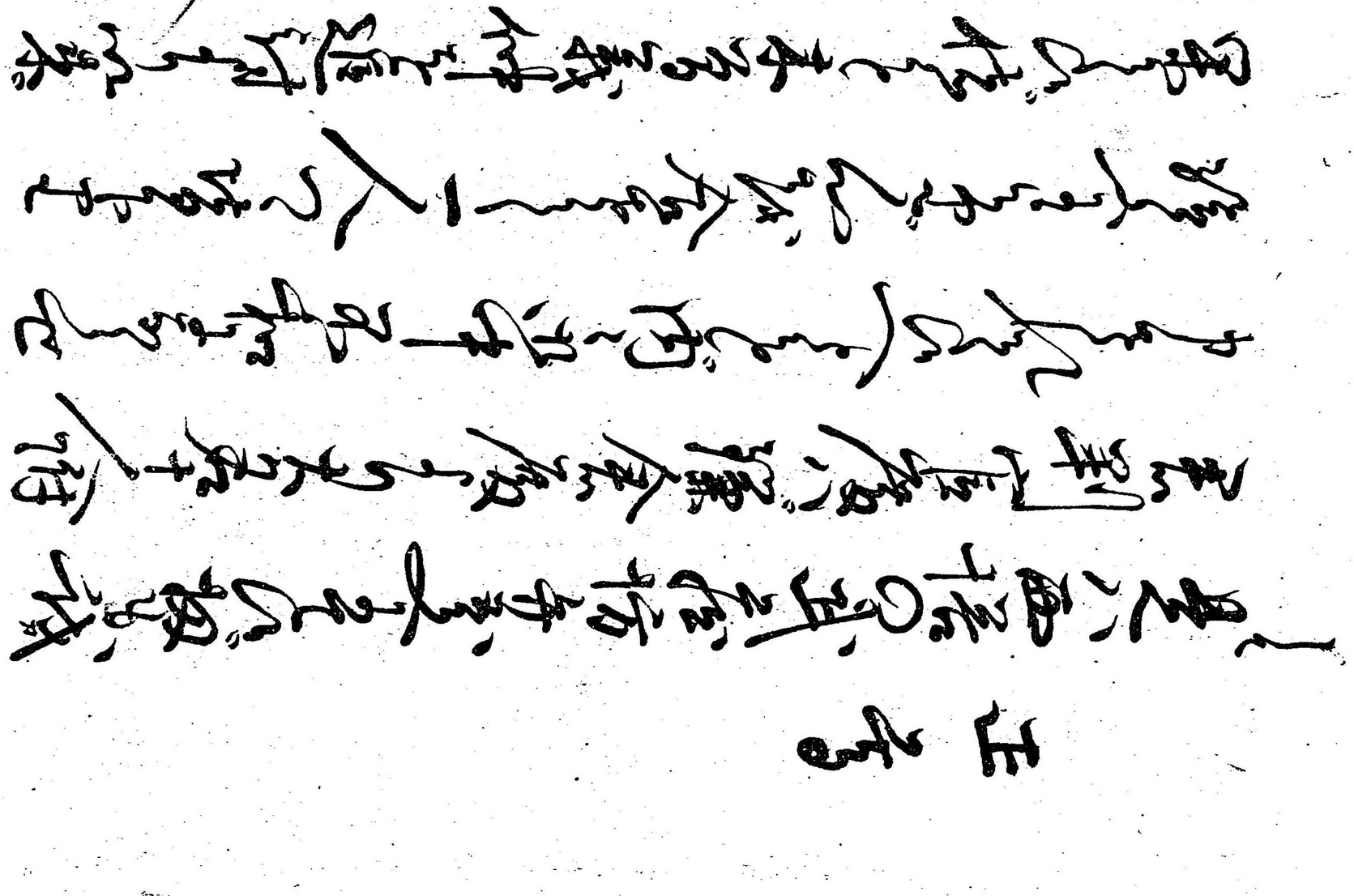

度〻平家追討の宣旨を蒙て罷下るべし
一ツ武勇の誉を顕さんと思ふ人は是に
参きたれ〻と渡辺より馳下る道場の貴
僧聖人を呼寄て我君は
御所へ参り給へ我
はまづ五畿内へ参り一昨日
都へ上りたる人数を召集て
為と申て是を高らに集て
まづ紀伊へ入今吉野へ
案内を利生房に使を遣しぬ
正月廿六日の内よりも出入いう正月
あり所詮世方（世方）へ

ゆゑに自出家はいまだ公家に仕へ
ぬるのゆゑなれば何ぞ出
仕せぬぞ猶余度のゝもつて是
なり
正
もつとも細かに無拠事情あり
ゆゑに一味の京仕ゑ
連例のごとくに行ゑ今は
毒細かに仕事まつり
中ゝ出事なり 正 畏まり
一日実説生成加へ
いやく所時も国の出来
たゞ世ゝ出仕ゑ 正 是非を云ゝ

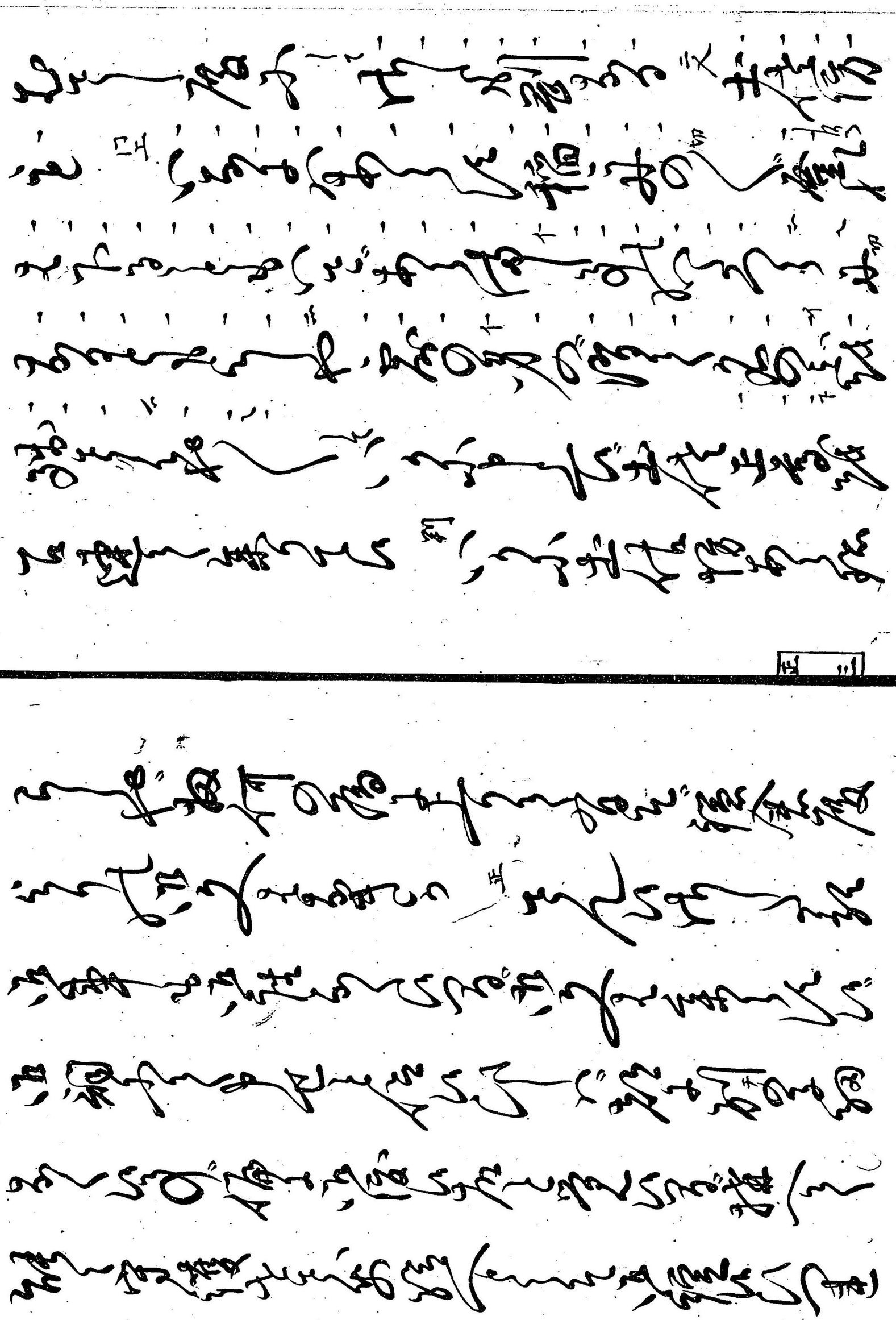

判

義経討ようとて五位使
上洛（せ）しめ給ふ程のうちに大蔵を
もつて宮しの法眼四の宮御領と引
部の領ぶんと成て有ける所を
出仕情上つ物語すなはちだまつて
討ぶんに仕りけれいつれも初信より於く

正

この法師ばかりをんすきなり
あるべき物語をやたなん人の御所ゆかりの人
君に仕仕おもうもまた人の不武所の
武士ばかりをみるほどきとられたる年
乃井ぶあるこさぐるもまたそれ
都まいり事の御所とぶ武所

見ハ法經みていとゝ何ゝ為て素戔嗚
ゝ尊いでゝまゝ宿禰の事なる無邪
偽の為よりてこれ 別 桂家ガ説所ナリ
義經と弘倉ハ共ものうんぞゝ事ハ不
正 その伝事ハいかゝ世ひやらんゞ少ゝ於
全く後人ゝ作ゝ記書文
ニワンタイ

且書紀ゝ説ゝ所ゝ多ゝ
正 為ゝ為ゝ記ゝ紀ゝ
文者ゝ自ゝ
上 敬白起請文の事
上ハ桃天帝紀四十大ゝ間麗法五
ゝの冥官冥府嘉下雲乃地ゝ伊勢

天照太神をしろしめす伊勢の宮根
冨士浅間熊野三所金峯山を味
の稲荷稲荷両社を加茂春日住吉ニ和
松尾平野鞍馬日本国の大小の神祇
冥道請驚かし奉る凡は氏の神
をはじめ当社今に至るまで

偽りをあらは神罰言の冥罰をあたるべし
未来世は阿鼻地獄に堕罪をまぬかるべからず
仍起請文如件　文政元年九月
正当上下のもの書
あり　虚言と
文を捨て書ける

出置候下ハ[illegible]れ[illegible]ハ[illegible]城の[illegible]
う姫ハ[illegible]と[illegible]白拍子[illegible]
つ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]白[illegible]
[illegible]

[illegible]を初[illegible]
[illegible]
[illegible]退
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大床の内より八矢を負ひ弓は我もの無尾
皆物の具して唯今ぞ討たれんずらんと
てんでに人物揃のまぎれに落ちうせぬ
忠 それより宗盛卿の子息なりし付従ふ所の五
郎大夫 上 甚だ悦び限りなし
韓 上 訓へきせ奉るべきする 上 我も候

悼まつて 切 いふもさ様に成つて下川して遊ぶ
中門の廊より出る門をこえて諸共に
出て数多所の人々を率ゐて候
所より出て参らんずる所の御方へ参りつゝ
正 其の後御子の御川しとよりおきて大音
揚て候ける 扨も平家の使

さ候ふことハ秘事也左郎ち史の剃髪
との討手の大将承つてそうして出陣
可申されしが政もいまだ何ともいへり
口立
味方の勝とぞ聞えし　あれも信房を
討さん　と飯もしめ立てし中に江田の
源三聲をかけ　弁慶とそれ申すの

切しれし　者共の気後り合がおう／＼き
きぬ／＼たゞ子ら　其時弟十表
守もみかへりて信房怪しげ由書
つる空起請の野をさらされ時へ
たゞ井のほとれハ大ねうせて汁
ものゝ気になり　さそものなり

ここのつはいひとつ弁当をとめけれそのうちとやら
て隆居暑量の人形のおねぬけいの婦会
とめての手のあくねよす思内へ
おもふる情具の手は作人婦婦の
手頃之気八十五人の力を大きく揃て
それなりを紙　実中表も表示

中もとも中とお作が長常秋のん石堂の
岩なる乱上忘法教とんと早長力を十て
ろ身し近　く金盛や御よふりけしや
近も刀組するる受すぞせ八文とら直
一丁上手ずもつるし合さねるおすかめ
すくしゆまて何もそすまへん売竹割み

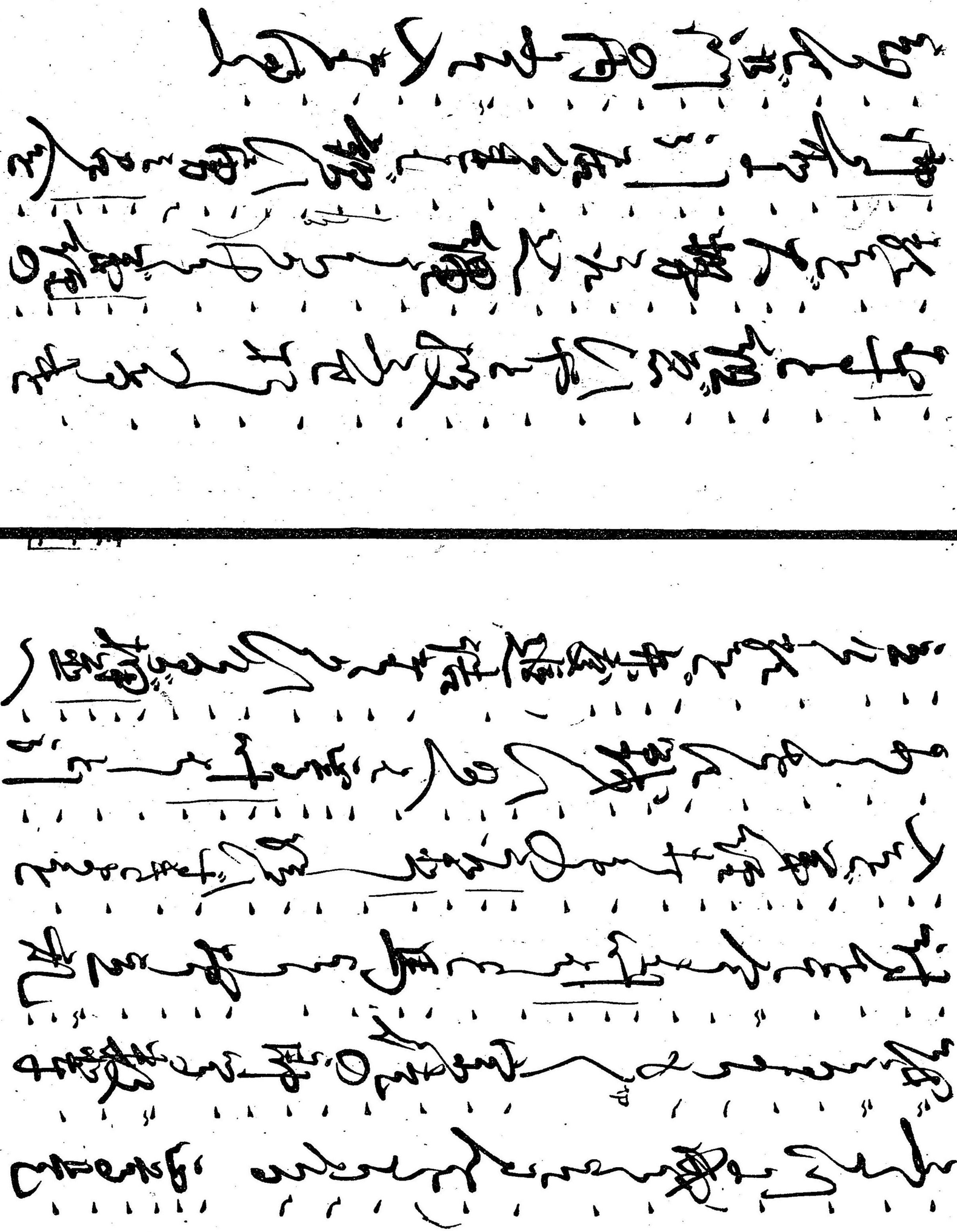

明治廿一年四月十二日訂正印刷
同　年四月十九日發行

版權所有

東京市赤阪區青山南町五丁目三番地
訂正者　金剛鈴之助
京都市下京區室町通四條上ル六番戸
訂正者　金剛直喜
京都市上京區二條通御幸町西一番戸
發行兼印刷者　檜常之助